

4 第一項第六号に掲げる有価証券が法第五十一条第一項（特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入）に規定する特定出資により取得した株式又は出資である場合において、当該株式又は出資につき同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額があるときは、同号に定める金額から当該損金の額に算入された金額を控除した金額に相当する金額をもつて当該株式又は出資の同号の規定による取得価額とみなす。

（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）

第百十九条の二 有価証券の譲渡に係る原価の額を計算する場合におけるその一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、次に掲げる方法とする。

一 移動平均法（有価証券をその銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄を同じくする有価証券を取得する都度その有価証券のその取得の直前の帳簿価額とその取得した有価証券の取得価額との合計額をこれらの有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法を用う。）

二 総平均法（有価証券を前号と同様に区別し、その銘柄の同じものについて、当該事業年度開始の時において有していたその有価証券の帳簿価額と当該事業年度において取得したその有価証券の取得価額の総額との合計額をこれらの有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法を用う。）

2・3 省略

（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）

第百十九条の三 省略

2 内国法人の有する株式（出資を含むものとし、移動平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。以下この条において同じ。）について法第二十四条第二項各号（配当等の額とみなす金額）（商法第二百八十条ノ九ノ二第一項（抱合せ増資）の規定によりその発行価額の一部の払込みを要しない株式を取得した場合において適用される法第二十四条第二項第二号を除く。）に掲げる事実が生じた場合において、当該各号の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額（以下この項において「みなし配当金額」という。）があるときは、その株式の一単位当たりの帳簿価額は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、その株式のその事実の直前の帳簿価額にそのみなし配当金額を加算した金額をその株式の数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するものとする。

3 内国法人の有する株式（以下この項において「旧株」という。）について株式分割等（その旧株の分割又は併合をいう。以下この項において同じ。）があつた場合には、所有株式（その旧株を発行した法人の株式で、その株式分割等の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）の一単位当たりの帳簿価額は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、その旧株のその株式分割等の直前の帳簿価額をその所有株式の数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するものとする。

4・5 省略

6 内国法人がその有する株式（以下この条において「旧株」という。）を発行した法人の法第六十一条の二第三項（減資等の場合の譲渡原価の額）に規定する資本の減少による払戻し又は解散による残余財産の分配として金銭その他の資産を取得した場合には、所有株式（その旧株を発行した法人の株式で、その取得の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この条において同じ。）の一単位当たりの帳簿価額は、前条第一項第一号の規定にかかわらず、その旧株のその取得の直前の帳簿価額から第百十九条の九（減資等の場合の譲渡原価の額）に規定する合計額に達するまでの金額を控除した金額をその所有株式の数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するものとする。

（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）

第百十九条の四 内国法人の有する有価証券（第百十九条の二第二項第二号（総平均法）に掲げる総平均法（以下この条において「総平均法」という。）によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該事業年度において前条第一項各号に規定する評価換え、同条第二項に規定する事実（同項に規定するみなし配当金額がある場合に限る。）、同条第三項に規定する株式分割等、同条第四項に規定する分割、同条第五項に規定する交付又は同条第六項に規定する払戻し若しくは分配（以下この条において「評価換え等」という。）があつた場合には、当該事業年度開始の時（その時からその評価換え等があつた時までの間に他の評価換え等があつた場合には、その評価換え等の直前の他の評価換え等があつた時）からその評価換え等の直前の時までの期間（以下この条において「評価換前期間」という。）及びその評価換え等があつた時から当該事業年度終了の時までの期間（以下この条において「評価換後期間」という。）をそれぞれ一事業年度とみなして、総平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものとする。この場合において、当該評価換後期間の開始の時において有するその有価証券の帳簿価額は、当該評価換前期間を一事業年度とみなして総平均法により算出したその有価証券のその一単位当たりの帳簿価額に当該評価換前期間の終了の時において有するその有価証券の数を乗じて計算した金額をその有価証券のその評価換え等の直前の帳簿価額とみなして前条第一項から第六項までに規定する方法により算出したその一単位当たりの帳簿価額に、その評価換え等の直後にその内国法人の有するその有価証券の数を乗じて計算した金額とする。

(合併の場合の譲渡対価の額)

第百十九条の八 法第六十一条の二第二項(合併の場合の譲渡対価の額)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第百十九条第一項第五号イ(有価証券の取得価額)に掲げる場合 その合併に係る法第六十一条の二第二項に規定する旧株(次号において「旧株」という。)のその合併の直前の帳簿価額に相当する金額

二 第百十九条第一項第五号ロに掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 第百十九条第一項第五号ロ(1)に掲げる場合 旧株のその合併の直前の帳簿価額に相当する金額

ロ 第百十九条第一項第五号ロ(2)に掲げる場合 旧株のその合併の直前の帳簿価額(法第二十四条第一項第四号(合併の場合のみなし配当)の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額(以下この号において「みなし配当金額」という。))がある場合には、そのみなし配当金額とその新株の額面金額等(第百十九条第一項第五号ロ(1)に規定する新株の額面金額等をいう。ハにおいて同じ。))からその帳簿価額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額を加算した金額」と合併交付金額(同号ロ(1)に規定する合併交付金額をいう。ハにおいて同じ。))との合計額(みなし配当金額がある場合には、そのみなし配当金額を控除した金額)に相当する金額

ハ 第百十九条第一項第五号ロ(3)に掲げる場合 新株の額面金額等と合併交付金額との合計額(みなし配当金額がある場合には、そのみなし配当金額を控除した金額)に相当する金額

2 第百十九条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項各号に規定する旧株を発行した被合併法人が清算中の合併により消滅した法人である場合において、その消滅に伴い法第二十四条第二項第三号の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額として交付を受けたものとみなされた金額があるときは、その旧株のその合併の直前の帳簿価額にその交付を受けたものとみなされた金額を加算した金額をもつて第一項各号に規定する旧株のその合併の直前の帳簿価額とする。

(減資等の場合の譲渡原価の額)

第百十九条の九 法第六十一条の二第三項(減資等の場合の株式の譲渡原価の額)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する株式の同項に規定する金銭その他の資産の取得の直前の帳簿価額のうち同項に規定する金銭の額及び同項に規定するその他の資産のその取得の時における価額の合計額(法第二十四条第一項第一号又は第三号(減資等の場合のみなし配当)の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合には、その金額を控除した金額)に達するまでの金額とする。

(合併により引き継いだ長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)

第百二十八条 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度(以下「長期割賦販売等」)の規定の適用を受けている内国法人が合併により消滅した場合において、その合併法人が当該収益の額及び費用の額につき、その合併の日の属する事業年度(その合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度。以下この条において「延払基準の方法」という。)により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。この場合において、当該収益の額及び費用の額に係る第百二十四条(延払基準の方法)の規定の適用については、同条中「支払を受けている金額」とあるのは、「支払を受けている金額(既に当該合併に係る被合併法人が支払を受けている金額を含む。)」とする。

2 長期割賦販売等に係る資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき法第六十二条第一項の規定の適用を受けている内国法人が合併により消滅した場合において、その合併法人が前項の資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき、その合併の日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度の確定した決算において延払基準の方法により経理しなかつたときは、当該収益の額及び費用の額(その被合併法人の各事業年度の所得の金額又はその合併法人のその経理しなかつた決算に係る事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。)は、当該決算に係る事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

(合併の場合の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)

第百三十一条 長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき法第六十三条第一項(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定の適用を受けている内国法人が合併により消滅したときは、その長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額のうち、その合併法人のその合併の日の属する事業年度(その合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度)からその長期大規模工事の目的物の引渡しの日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の収益の額及び費用の額として同項に規定する工事進行基準の方法により計算した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。この場合において、当該合併法人に係る第百二十九条第三項(工事進行基準の方法)の規定の適用については、当該合併に係る被合併法人が当該合併前に当該長期大規模工事のために要した経費の額並びに当該被合併法人について当該合併前に当該長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額とされた金額は、それぞれ当該合併法人が当該長期大規模工事のために要した経費の額並びに当該合併法人について当該長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額とされた金額とみなす。

2 法第六十三條第二項の工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき同項の規定の適用を受けている内国法人が合併により消滅した場合において、その合併法人が当該収益の額及び費用の額につき、その合併の日の属する事業年度（その合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度）からその工事の目的物の引渡しの日属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の確定した決算において同項に規定する工事進行基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。この場合において、当該合併法人に係る第二百二十九条第三項及び前条の規定の適用については、当該合併に係る被合併法人が当該合併前に当該工事のために要した経費の額並びに当該被合併法人について当該合併前に当該工事の請負に係る収益の額及び費用の額とされた金額は、それぞれ当該合併法人が当該工事のために要した経費の額並びに当該合併法人について当該工事の請負に係る収益の額及び費用の額とされた金額とみなすほか、当該被合併法人に係る各事業年度の確定した決算は、当該合併法人に係る各事業年度の確定した決算とみなす。

（一株未満の株式の処理の場合等の所得計算の特例）
第三百三十九条の三 内国法人が次に掲げる規定によりその株主等に交付すべきものとして収入する金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 商法第二百八十条ノ九ノ二第五項（抱合せ増資の場合の一株未満の株式の処理）
二 商法第二百七十七条第一項及び第四項（株式の併合の場合の一株未満の株式の処理）（これらの規定を同法第二百二十条（株式の分割の場合における準用）、第三百六十二条第一項（株式交換の場合における準用）、第三百七十一条第一項（株式移転の場合における準用）、第三百七十七条第一項（資本の減少に係る株式の併合の場合における準用）若しくは第四百六十六条第三項（合併に関する準用）、有会社法（昭和十三年法律第七十四号）第五十八条第二項（資本減少に関する商法の規定の準用）若しくは第六十三条第二項（合併に関する商法の規定の準用）、会社更生法第二百五十四条第四項（新株の発行に関する商法等の規定の特例）（同法第二百五十五条第六項（新株の発行に関する商法等の規定の準用）（同法第二百六十条第六項（新会社の設立に関する商法等の規定の特例）若しくは第二百六十条第六項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十二条第四項（新株式会社の設立に関する特例）（同法第四百四十三条第六項（新株式会社の設立に関する特例）（昭和三十九年法律第八十六号）第二十一条第二項（商法等の準用）（同法第二十四条第一項第二号若しくは第四号（合併に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項（優先出資の分割に関する商法の規定の準用）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五条第五項（組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例）（同法第四百四十三条第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二十一条第二項（商法等の準用）（同法第二十四条第一項第二号若しくは第四号（合併に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項（優先出資の分割に関する商法の規定の準用）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五条第五項（組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例）（同法第四百四十三条第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、
2 内国法人が前項各号に掲げる規定によりその株主等に交付した金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

（法人税額から控除する所得税額の計算）
第四百四十条の二 法第六十八條第一項（所得税額の控除）の規定により法人税の額から控除する所得税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 公債若しくは社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。第三項において同じ。）の利子、法人から受ける利益若しくは利息の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二百二条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）若しくは剰余金の分配（法第二十四条（配当等の額とみなす金額）の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされるものを除く。）又は証券投資信託の収益の分配（以下この条において、「利子配当等」という。）に対する所得税 その元本を所有していた期間に対応するものとして計算される所得税の額

二 前号に掲げるもの以外の所得税 その全額
2 前項第一号に定める所得税の額は、利子配当等に対する所得税の額（その内国法人が元本を所有していなかった期間についてのみ課される所得税の額を除く。次項において同じ。）に、当該利子配当等の計算の基礎となつた期間（当該利子配当等が商法第二百九十三条ノ五第一項又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二百二条第一項に規定する金銭の分配を行う法人から受けるものである場合において、当該利子配当等が当該金銭の分配であるときは当該法人の当該金銭の分配に係る事業年度開始の日からこれらの規定に規定する一定の日までの期間とし、当該利子配当等が利益の配当であるときは当該一定の日の翌日から当該金銭の分配に係る事業年度終了の日までの期間とする。次項において同じ。）の月数のうちにその内国法人がその元本を所有していた期間の月数（株式移転（商法第三百六十四条第一項（株式移転）の株式移転をいう。第四項までにおいて同じ。）により設立された完全親会社（同法第三百五十二条第一項（株式交換）に規定する完全親会社をいう。第四項までにおいて同じ。）が当該株式移転に係る完全子会社（同条第一項に規定する完全子会社をいう。第四項第四号において同じ。）から当該設立の日後最初に受ける利益の配当（以下この項及び次項第二号イにおいて「株式移転後の初回配当」という。）にあつては、当該株式移転後の初回配当の計算の基礎となつた期間の開始の日から当該設立の日の前日までその元本のすべてを所有していたものとみなして計算した月数）の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次項において同じ。）を乗ずる方法によ

り計算する。

3 内国法人は、第一項第一号に定める所得税の額を前項に規定する方法により計算することに代えて、その所得税の額に係る利子配当等の元本を公債及び社債、株式及び出資又は証券投資信託の受益証券の三種類に区分し、さらにその元本を当該利子配当等の計算の基礎となつた期間が一年を超えるものと二年以下のものとに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごとに、その所得税の額に、第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗ずる方法により計算することができる。

一 その内国法人がその所得税の額に係る利子配当等の計算の基礎となつた期間の終了の時に所有していたその元本の数（公債及び社債については、額面金額。次号において同じ。）

二 イに掲げる数とロに掲げる数とを合計した数（前号に掲げる数がイに掲げる数に満たない場合には、同号に掲げる数）

イ その内国法人がその所得税の額に係る利子配当等の計算の基礎となつた期間の開始の時（株式移転後の初回配当に係る第一項第一号に定める所得税の額を計算する場合にあつては、完全親会社の株式移転による設立の時）において所有していたその元本の数

ロ 前号に掲げる数からイに掲げる数を控除した数の二分の一（その内国法人の所得税の額に係る利子配当等の計算の基礎となつた期間が一年を超えるものについては、十二分の一）に相当する数

4 内国法人が次の各号に掲げる事由により当該各号に定める法人から第一項第一号の元本を取得した場合には、当該法人の当該元本を所有していた期間は当該内国法人の当該元本を所有していた期間とみなして、第一項から前項までの規定を適用する。この場合において、同項第二号イ中「設立の時」とあるのは、「設立の時」とし、次項各号に掲げる事由により当該各号に定める法人から取得した同項に規定する元本から生ずる利子配当等に係る第一項第一号に定める所得税の額を計算する場合にあつては、当該事由の生じた時とする。」とする。

一 合併 当該合併に係る被合併法人

二 省略

三 他の法人からの出資（法第五十一条第一項（特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入）に規定する特定出資に該当するものに限る。） 当該他の法人

四 完全子会社からの譲受け（株式移転による完全親会社の設立の日以後一年以内に行われる当該完全親会社の当該株式移転に係る完全子会社からの利子配当等の元本の譲受けをいう。） 当該完全子会社

5 省略

（外国法人税が減額された場合の特例）

第五百五十条 内国法人が法第六十九条第一項から第三項まで（外国税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度後の事業年度において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額が減額された場合には、その内国法人（その内国法人が合併により消滅した場合には、当該合併に係る合併法人とする。以下この項において同じ。）のその減額されることとなつた日の属する事業年度（以下この条において「減額に係る事業年度」という。）以後の各事業年度については、当該減額に係る事業年度においてその内国法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額（法第六十九条第四項の規定によりその内国法人が納付するものとみなされる金額を含む。以下この条において「納付控除対象外国法人税額」という。）から減額控除対象外国法人税額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につきこれらの規定を適用する。

2 省略

3 第一項の場合において、減額に係る事業年度の納付控除対象外国法人税額がないとき、又は当該納付控除対象外国法人税額が減額控除対象外国法人税額に満たないときは、減額に係る事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（同項に規定する内国法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含む。）の第四百四十四条第六項（繰越控除限度額等）に規定する控除限度超過額（同条第三項又は第四百四十五条第三項若しくは第四項（繰越控除対象外国法人税額等）の規定により減額に係る事業年度前の各事業年度においてないものとみなされた部分の金額を除く。以下この項において「控除限度超過額」という。）から、それぞれ当該減額控除対象外国法人税額の全額又は当該減額控除対象外国法人税額のうち当該納付控除対象外国法人税額を超える部分の金額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき法第六十九条第三項の規定を適用する。この場合において、二以上の事業年度につき控除限度超過額があるときは、まず最も古い事業年度の控除限度超過額から当該控除を行い、なお控除しきれない金額があるときは順次新しい事業年度の控除限度超過額から当該控除を行う。

4 内国法人が各事業年度の納付控除対象外国法人税額につき法第六十九条の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度開始の日前二年内に開始した各事業年度（その内国法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含むものとし、当該各事業年度のうちのいずれかの事業年度の納付控除対象外国法人税額を当該いずれかの事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入した場合には、その損金の額に算入した事業年度以前の事業年度を除く。以下この条において「前二年内の各事業年度」という。）において生じた減額控除対象外国法人税額のうち第一項の規定による納付控除対象外国法人税額からの控除又は前項の規定による控除限度超過額からの控除に充てることができる部分の金額があるときは、当該金額のうち当該事業年度の納付控除対象外国法人税額に達するまでの金額（当該減額控除対象外国法人税額が前二年内の各事業年度のうちの異なる事業年度において生じたものであるときは、最も古い事業年度において生じた減額控除対象外国法人税額から順次計算して当該納付控除対象外国法人税額に達するまでの金額）を当該事業年度において生じた減額控除対象外国法人税額とみなして、第一項の規定を適用する。

5 省略

(信託に係る退職年金等積立金額の計算)

第七十七条 省略

2 6 省略

7 法第八十五条第一項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例)の規定の適用を受ける同項に規定する場合に併し、同項第二号に掲げる金額の計算の基礎となる同号に規定する退職年金等積立金額の計算をする場合における第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項に規定する合併又は譲渡の時」とする。

(生命保険に係る退職年金等積立金額の計算)

第八十八条 省略

2 3 省略

4 前条第七項に規定する場合における前三項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例)に規定する合併又は譲渡の時」とする。

(生命共済に係る退職年金等積立金額の計算)

第八十八条の二 省略

2 省略

3 第一百五十七条第七項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算)に規定する場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例)に規定する合併又は譲渡の時」とする。

(損害保険に係る退職年金等積立金額の計算)

第一百五十八条の三 省略

2 第一百五十七条第七項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算)に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例)に規定する合併又は譲渡の時」とする。

(預貯金の受入れに係る退職年金等積立金額の計算)

第一百五十八条の四 省略

2 省略

3 第一百五十七条第七項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算)に規定する場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例)に規定する合併又は譲渡の時」とする。

(有価証券の購入等に係る退職年金等積立金額の計算)

第一百五十八条の五 省略

2 第一百五十七条第七項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算)に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例)に規定する合併又は譲渡の時」とする。

(有価証券の売買等に係る退職年金等積立金額の計算)

第一百五十八条の六 省略

2 第一百五十七条第七項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算)に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例)に規定する合併又は譲渡の時」とする。

(適格退職年金契約の要件等)

第一百五十九条 法第八十四条第三項(適格退職年金契約等の意義)に規定する政令で定める要件を備えたものは、その契約の内容が次の各号に該当するものとして国税庁長官の承認を受けた退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約とする。

一 七 省略

八 当該契約に係る前号に規定する留保すべき金額から当該契約に係る過去勤務債務等の現在額を控除した金額に相当する金額(以下この項において「要留保額」という。)は、次に掲げる金額を除き、事業主に返還しないものであること。

イ・ロ 省略

ハ 受益者等が大蔵省令で定める場合において所得税法施行令第七十三条第一項第一号(特定退職金共済団体の要件)に規定する退職金共済契約に係る同項第二号に規定する被共済者となつたため、事業主が当該契約

の全部又は一部を解除したことにより返還される金額（受益者等が負担した掛金等の額に相当する金額を除く。）のうち、当該事業主が当該退職金共済契約における当該被共済者の同項第七号に規定する合併等前勤務期間に係る同号に規定する過去勤務等通算期間に対応する掛金として負担する額を直ちに払い込む場合のその払込金額に相当する金額

二 省略

九十三 省略

25 省略

（解散した内国普通法人等の株式等を取得した場合の解散による清算所得の金額の計算）

第六十二条 解散（合併による解散を除く。）をした内国法人である普通法人又は協同組合等（以下この条において「内国普通法人等」という。）の株主等の一人及びその者と第四条（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者がその内国普通法人等の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する数又は金額の株式又は出資を取得した事実があり、かつ、その取得がその内国普通法人等の事業の全部又は重要部分を承継するために行なわれたものと認められる場合において、その内国普通法人等の第十三条第八号（無形固定資産）に掲げる資産以外の資産に係る残余財産の価額が、当該承継するために取得したと認められる株式又は出資の一株又は一口当たりの平均取得価額にその内国普通法人等の発行済株式の総数又は出資の総口数乗じて計算した金額に満たないときは、その満たない金額に相当する金額は、同号に掲げる資産の価額とみなして、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額を計算する。

（合併法人が合併前に被合併法人の株式等を取得した場合の合併による清算所得の金額の計算）

第七十条 内国法人である普通法人又は協同組合等が合併した場合において、その合併に係る合併法人がその合併前に取得した被合併法人の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）があり、その取得によりその被合併法人の清算所得の金額が不当に減少する結果となると認められるときは、当該株式の取得に要した金額は、その合併法人がその被合併法人の株主等に対し合併により交付する金銭とみなし、当該株式については、その合併法人の株式の割当てがあつたものとみなして、その被合併法人の合併による清算所得の金額を計算する。

（合併交付金の計算）

第七十条の二 法第十二条第一項第一号（合併による清算所得の金額の計算）に掲げる合計額のうち、被合併法人の株主等に対する利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）として交付された金額がある場合には、当該交付された金額は、同号に掲げる合計額には含まれないものとする。

（外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）

第八十八条 外国法人の法第四十二条（国内源泉所得に係る所得の金額の計算）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額につき、同条の規定により次の各号に掲げる法の規定に準じて計算する場合には、当該各号に定めるところによる。

一十二 省略

十二の二 法第五十一条（特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入） 同条第一項に規定する特定出資（以下この号において「特定出資」という。）は、法第四十一条第一号に掲げる外国法人（以下この号において「出資外国法人」という。）が内国法人に対して出資するものに限るものとし、同項に規定する政令で定める要件は、第九十三条第二項（特定の現物出資の要件）に規定するもののほか、次に掲げる要件とする。

イ 当該出資外国法人が当該特定出資をした日（以下この号において「特定出資日」という。）から特定出資日を含む事業年度（ロにおいて「特定出資事業年度」という。）終了の日までの間継続して事業継続要件（当該出資外国法人が法第四十一条第一号に掲げる外国法人に該当することをいう。以下この号において同じ。）を満たしており、かつ、その後においても継続して事業継続要件を満たすこととしていること。

ロ 当該出資外国法人が特定出資日から特定出資事業年度終了の日までの間継続して株式管理要件（当該出資外国法人の国内における代表者が、当該特定出資により取得した株式（出資を含む。）をその国内において行う事業に係る資産として管理していることをいう。以下この号において同じ。）を満たしており、かつ、その後においても継続して株式管理要件を満たすこととしていること。

十三 省略

2 外国法人の法第四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額につき、同条の規定により法第五十一条第一項の規定に準じて計算する場合において、当該外国法人が前項第十二号の二に規定する特定出資事業年度後の事業年度において同号イに規定する事業継続要件（以下この項において「事業継続要件」という。）又は同号ロに規定する株式管理要件（以下この項において「株式管理要件」という。）のいずれかを満たさないこととなつたときは、同条第一項に規定する特定出資により取得した株式（出資を含む。）につき同項の規定により損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該外国法人のその最初に満たさないこととなつた日（事業継続要件の場合には、その前日）を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該外国法人に係る当該株式の帳簿価額については、事業継続要件又は株式管理要件を最初に満たさなくなつた時の直前（事業継続要件の場合には、その最初に満たさないこととなつた日の前日）においてこの項の規定により益金の額に算入された金額に相当する金額の増額があつたものとする。

3 外国法人の法第四百二十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額につき、同条の規定により前編第一章第一節（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

省略	省略	省略	省略	省略
第八十一条第二号（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の取りくずし）及び第九十条第三号（保険差益等に係る特別勘定の金額の取りくずし）	解散（合併による解散を除く。）をした場合	解散（合併による解散を除く。）をした場合又は法第四百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する法人がこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなつた場合若しくは同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行なうものを廃止した場合	法第四百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業を国内において開始し、若しくは同号に掲げる国内源泉所得で法第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に掲げる対価以外のものを有することとなつた日	省略
第九十六条第二項第一号（貸倒引当金勘定への繰入限度額）	設立（合併による設立を除く。）の日	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略

4 省略